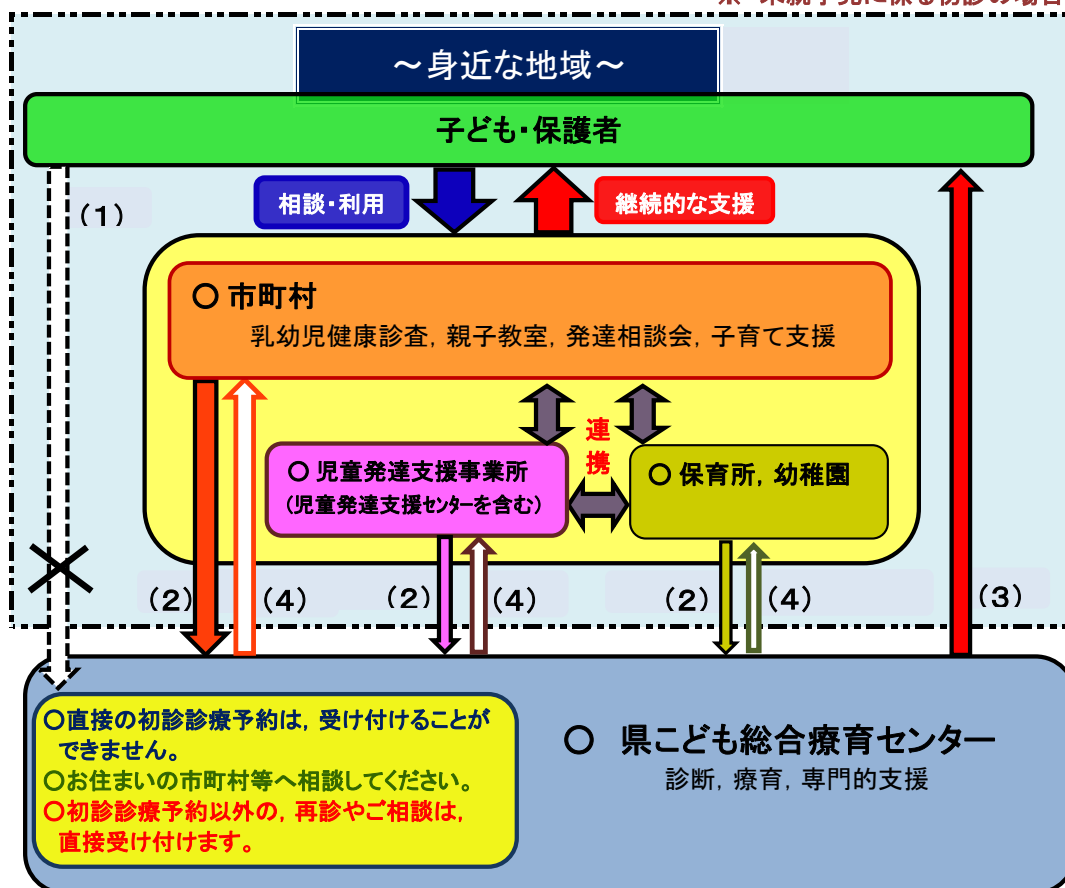


県こども総合療育センターにおける 初診診療予約方法

○ 平成26年4月～

※ 未就学児に係る初診の場合



- (1) **【紹介票なしでの診療予約】**
 - ・お子さんの発達が気になる場合、身近な地域で、早期に具体的で継続した療育指導や支援を受けることが必要であるため、まずは、お住まいの市町村や、お子さんが通われている保育所、幼稚園などへ相談してください。
 - ・市町村や療育関係機関による指導・支援を受けていない方から、こども総合療育センターに診療予約の申し込みがあった場合、予約を受け付けることができません。
- (2) **【紹介票の送付】**
 - ・市町村、児童発達支援事業所やお子さんが通われている保育所、幼稚園において、支援を受ける中で、こども総合療育センターでの診療が必要となった場合は、市町村等が、それまでの支援内容等を記載した紹介票を作成し、センターに送付します。
- (3) **【保護者への連絡】**
 - ・こども総合療育センターは、市町村等からの紹介票が届きましたら、保護者の方へその旨を連絡し、受診日を後日、調整します。
- (4) **【返書の送付】**
 - ・こども総合療育センターは、診断等を行った後、紹介票の送付元に対して、保護者の同意を得た上で、今後の支援に必要な情報を添付した返書を送付し、療育関係機関と連携を図りながら、身近な地域における、継続した支援をサポートします。